イベント・催し会場

- 蔵王体育館
- 坊平アスリートビレッジ

リクリエーションや
各種イベントに

山形市蔵王体育館使用の手びき

各室あんない

建築延面積　3,184.12㎡

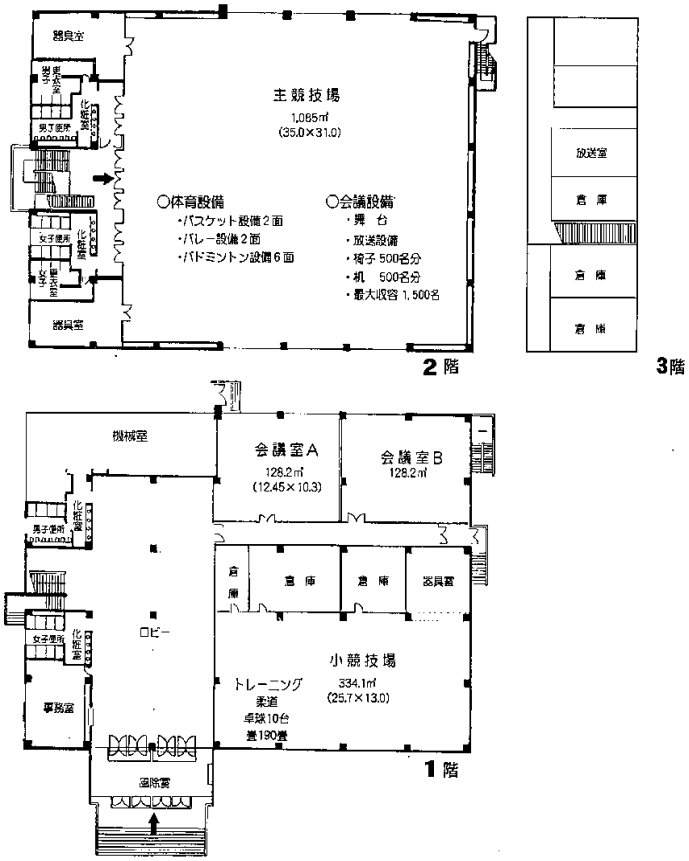

山形市教育委員会体育振興課 ☎023 (641) 1212

山 形 市 蔵 王 体 育 館 ☎023 (694) 9876

体育館使用料

(1)　普通使用

施設名	使用区分	使用単位	使用料	摘要
主競技場 小競技場	一般	一人1回 (3時間以内)	250円	
	高校生		100円	
	中学生		50円	

(2)　専用使用

施設名	使用区分		使用時間 9時から12時まで	12時から15時まで	15時から18時まで	18時から21時まで	21時から翌日9時まで	摘要
主競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	一使用区分につき 4,800円				1時間までごとに 1,600円	1 主競技場において十の施設を使用する場合は、それぞれの使用料の$\frac{1}{4}$の額とする。 2 入場料を徴収する場合の「入場料」とは、いずれの名義を問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
		入場料を徴収する場合	使用区分につき 14,400円				1時間までごとに 4,800円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合 営利を目的としない場合	使用区分につき 14,400円				1時間までごとに 4,800円	
		営利を目的とする場合	一使用区分につき 48,000円				1時間までごとに 16,000円	
		入場料を徴収する場合	一使用区分につき 144,000円				1時間までごとに 48,000円	
	照明設備使用料		一時間までごと 1,000円				1時間までごとに 1,000円	
小競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	一使用区分につき 2,400円				1時間までごとに 800円	
		入場料を徴収する場合	一使用区分につき 7,200円				1時間までごとに 2,400円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合 営利を目的としない場合	一使用区分につき 7,200円				1時間までごとに 2,400円	
		営利を目的とする場合	一使用区分につき 24,000円				1時間までごとに 8,000円	
		入場料を徴収する場合	一使用区分につき 72,000円				1時間までごとに 24,000円	
	照明設備使用料		一時間までごと 100円				1時間までごとに 100円	
会議室	アマチュアスポーツに使用する場合		一時間までごと 500円				1時間までごとに 500円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		一時間までごと 600円				1時間までごとに 600円	

(3)　暖房料等

区分		単位	使用料
暖房	主競技場	1時間までごと	4,000円
	小競技場		1,600円
	会議室		800円
主競技場放送設備		一使用区分につき	900円
持ち込み電気器具		1キロワット 1時間までごとに	100円

備　考

1　学校等(幼稚園等、小、中、高)が体育施設を使用する場合は、体育施設等の使用料に、中学生以下及び高校生の区分がある場合を除き、それぞれの使用料の半額とする。

2　体育施設等を目的外に使用させる場合の使用料は、その都度、市長が定める。